

太宰府の文化財

vol. 492

観世音寺の棟札 (県指定有形文化財／江戸時代)

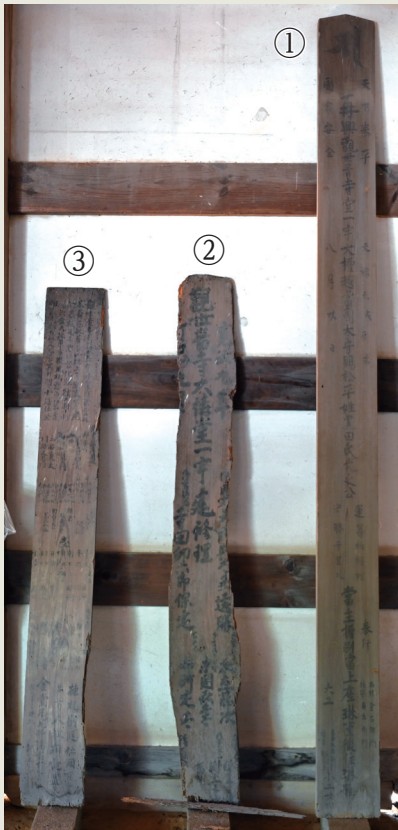
令和7年3月10日、観世音寺講堂に伝わる3点の棟札が、福岡県指定有形文化財(建造物)「観世音寺講堂 金堂(昭和32年指定)」を構成する文化財として追加指定されました。棟札とは、建物を建てたり修理したりする時に、完成の年月日や工事関係者の氏名などを記して建物内に設置する板札です。

国時代の争乱で荒廃します。その後、江戸時代に福岡藩の支援で復興が進められます。寛永7年(1630)に仮堂(現在の金堂)が建築され、元禄元年(1688)に講堂が再建されました。今回追加指定された3点の棟札は、①元禄元年、②寛政9年(1797)、③文政8年(1825)のもので、その中でも特に、①元禄の棟札は総高286センチにもなる大型のもので、福岡

藩3代藩主黒田光之の名が記され、藩をあげて講堂が再建されたことを示す資料です。また、②寛政の棟札には、講堂の破損状況と福岡藩による臨時支援の様子が記されています。③文政の棟札には、役人や棟梁だけでなく、大工・左官・鍛冶など各職人や唐人町(福岡市内)に住む日雇いの方々まで48人の名前が記されています。

棟札に記された修理の内容は、寺に伝わる「観世音寺文書」でも読み取れます。奉行所宛での修理許可願や寄付を募るための勸化願や、修理時に仏像などを移動させるために延寿王院(太宰府天満宮)に協力を要請する文書などが残されています。

追加指定された3点の棟札は、荒廃していた観世音寺を江戸時代に再興し、それを維持するために藩内の人々が尽力し続けた様子を今に伝える貴重な資料です。



観世音寺講堂棟札
(福岡県教育委員会提供)

①元禄元年
②寛政9年
③文政8年



観世音寺金堂(左)と講堂(右)

文化財課 長野 晃久

太宰府市公式SNSのフォローをお願いします！

